

北上市教育委員会訓令第3号

事務局及び教育機関

北上市教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

北上市教育委員会教育長 平野 憲

北上市教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令について

北上市教育委員会代決専決規程（平成3年北上市教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>別表第2（第10条関係）</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 博物館長の専決事項</p> <p>(1) 博物館資料の収集、<u>保管及び展示</u></p> <p>(2) [略]</p> <p><u>(3) 事業計画に基づく関係団体との連絡調整</u></p> <p><u>(4) 所蔵資料の貸出し</u></p> <p><u>(5) [略]</u></p> <p>5 鬼の館館長の専決事項</p> <p>(1) 鬼の館資料の収集、保管、<u>展示、貸出及び普及活動</u></p>	<p>別表第2（第10条関係）</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 博物館長の専決事項</p> <p>(1) 博物館資料の収集、<u>保管、展示、調査研究及び貸出並びに普及活動</u></p> <p>(2) [略]</p> <p><u>(3) [略]</u></p> <p>5 鬼の館館長の専決事項</p> <p>(1) 鬼の館資料の収集、保管、<u>展示、調査研究及び貸出並びに普及活動</u></p>

(2)、(3) [略]

6 [略]

(2)、(3) [略]

6 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。